



ビットコインに対する中国人民銀行の規制動向について

経済調査部 リサーチアシスタント 申 文冠 (シェン ウェングァン)

shen_wenguan@iima.or.jp

主任研究員

志波 和幸

kazuyuki_shiba@iima.or.jp

1. はじめに

仮想通貨（クリプトカレンシー）は、法定通貨と異なり、特定の当局の保証の裏付けがないデジタル価値を有するものを指す。直近では約 650 種類の仮想通貨が発行され、その時価総額は 200 億米ドル（約 2.2 兆円）に達する勢いである¹。特に、ビットコインは全体の 85% を占め、決済という新しい手段として取引件数が日々増加している。

一方、その価格変動の大きさから、一種の投資商品として取引されている。特に、中国人民幣元（以下、「人民幣」）建ての取引は、同国内の経済・通貨環境に伴い全取引の 90% 以上を占めていた時期もあった。

こうした状況下、中国当局は 2017 年に入ってからビットコインに関する様々な規制の導入を打ち出した上、現在においても過剰取引を制限する対策を取り続けている。

本稿では、過去の中国当局のビットコインに関する規制を振り返るとともに、それに伴うその取引量の変動について報告したい。

2. 最近の規制動向

2017 年 1 月以降、中国人民銀行（同国の中央銀行）は中国政府の複数の部署とともに主要なビットコイン取引所に対し、規制遵守の確認のため立ち入り検査を実施している。その検査の内容が一般的なインターネット金融リスク調査の水準よりも高いことから、中国人民銀行はビットコインの管理に関し相当な注意を払っていることを伺わせるものとなった。

日付	出来事（中国人民銀行、各ビットコイン取引所）
① 2017 年 1 月 6 日	中国人民銀行は、北京と上海で同国 3 大ビットコイン取引所（BTCC、Huobi、OK Coin）の経営者と面談し、同取引に関し法的リスク、政策リスク、技術的リスクが存在しうる旨示唆した。そして、経営者に対しコンプライアンス遵守に関する自主検査を要請した。

¹ <http://coinmarketcap.com> ご参照

② 1月11日	中国人民銀行は北京と上海で共同検査チームを立ち上げ、主要なビットコイン取引所に立ち入り検査を実施する旨発表した。
③ 1月18日	中国人民銀行は、その共同検査チームがいくつかのビットコイン取引所において法律に抵触する金融取引を実施していたため、その価格変動が不自然なものとなっていたことを発見した旨公表した。 同時に、マネーロンダリング（資金洗浄）防止のための内部管理システムの欠如や、投資基金を活用したビットコイン取引は管理対象外であった等、いくつかの問題を発見した旨公表した。
④ 1月25日	BTCC、Huobi、OK Coin は、ビットコイン取引毎に一律 0.2%の取引手数料を課すのと同時に、信用取引を停止することを発表した 中国人民銀行は、ビットコイン取引所の検査継続を発表。次の検査対象項目は、支払い／決済、マネーロンダリング対策、外国為替管理、金融セキュリティ等と述べた。
⑤ 2月8日	調査チームは北京のその他 9 つのビットコイン取引所に特別な要請を実施。公表によると、それらの取引所に対し信用取引停止、マネーロンダリング、外国為替管理、支払い／決済、課税に関する法律等に反することがないように求めた。 そして、それらの法律に抵触する取引所があった場合は、検査チームはしかる所管部署に対して、その取引所の閉鎖を要求する可能性がある旨述べた。
⑥ 2月9日	Huobi と OK Coin は、マネーロンダリング体制に不備があるという 2月8日の検査結果を踏まえ、ビットコインの引き出しを停止すると発表。同時に、その措置は、体制再構築のため長くて1ヵ月は続く旨発表した。

(<http://www.pbc.gov.cn/> 及びその他資料より IIMA 作成)

3. 規制の背景

(1) 規制の動機

この時期にビットコイン取引を規制した主な動機として、以下が挙げられる。

- 2016 年末にビットコイン価格が急騰し、最高値は 9,000 人民元近くに達した。このバブルの発生は、レバレッジの高いかつ投機的な取引が原因であり、大きなリスクを孕むものであった。中国ではビットコインは、少額の投機が行われるバーチャルな通貨から、投資ブーム対象商品に転じた。もし、ビットコイン価格の高騰で多くの一般国民がその投資を魅力的に感じその投機ブームに乗ってしまうと、P2P 事件²の時のように多くの国民が損失を被り社会問題となったのと同じ現象が発生する虞があった。
- 人民元安の状況下、国民が人民元をビットコインに交換した後に米ドルに両替す

² インターネットを介し、個人レベルでお金の貸し手／借り手を仲介するサービス。中国当局は 2016 年 8 月にその取引に関する規制を強化した。

ることにより、同国の外貨両替に関する厳しい規制の網を潜り抜けている旨、いくつかのメディアが報じた。

- ビットコイン取引を介し、マネーロンダリングや基金設立規制やその他の規制に反した行動が見られた。

(2) ビットコイン取引に関する規制の発端について

中国では、2013年10月で初めてビットコインに関する規制を設けた。当時取引量ベースで世界第5位のGBLの経営者が預り金の持ち逃げを図った結果、損失額は3千万人民元（約5億円相当）に達し、同社は告訴された。この中国初のビットコイン取引所の突然の詐欺行為が、中国政府がその取引政策を導入する直接的な動機となったと言われている。

2013年12月5日には、中国人民銀行と5省庁が「ビットコインに関するリスクの予防」という通達を発効した。これにより、中国人民銀行はビットコイン及びその取引所に関する規定方針を発表した世界で最初の中央銀行となった。

この通達の要点は以下の通りである。

- 本通達で中国人民銀行はビットコインの本質を定義した。即ち、ビットコインは金融当局により発行されていないため、通貨と同じ法的地位を有するものではない。そして、市場流通においては通貨として使用出来るものではないし、使用するべきものではないとした。
- またこの通達では、金融機関及び決済機関が直接的・間接的に関わらず、顧客に対しビットコインに関連するサービスを提供してはならないことを要求している。また、その市場の小ささからビットコインは特別なバーチャルな商品であるうえ、匿名かつ地理的な制限があることから、投機リスクやマネーロンダリングリスクが高く、しかも犯罪に使用される虞がある旨言及した。
- しかしながら、ビットコイン取引自体を停止するものではなく、国民が自らリスクを負うことを前提に、あたかも商品をインターネット上で売買するが如くビットコインの取引を行う自由があるとも言った。

この通達の発表後、各ビットコイン取引所は銀行からサービス提供の停止の通知を受けたのは事実であり、それによりビットコインに関連する決済サービスは閉鎖に追い込まれた。しかし、それらの取引所は第三者を介した資金送金方法を用いることで規制の網を潜り抜けた。

しかも、これらの政策が厳密に適用されたのは短期間であり、数ヵ月後には金融機関関連のビットコイン取引所が徐々に再開した。

(3) ビットコイン市場でのバブル発生

ビットコイン市場が発達して数年後、中国は同市場における世界で最も重要なプレーヤーとなった。2016年には、中国のビットコイン取引額は世界の90%以上を占め、同国の3大ビットコイン取引所での取引額も長い間世界の80%を占めることとなった。

しかしながら、それらの多額の取引額とビットコイン価格の高止まりの裏で、中国の

ビットコイン市場にバブルが発生していたのは特筆すべきことである。

- 「取引額」に關すると、中国内ビットコイン取引所間の激しい競争のため、取引所は顧客から取引手数料を徴収しなかった。そのため、一部の投資家は複数の取引所で発生する価格ギャップの裁定取引を自動かつ頻繁に行うためのコンピュータープログラムを使用した。
また、ビットコイン取引所自体も取引額を膨らますべく、「偽取引（相互取引）」を行っていた。つまり、相互取引のみを行う2つの特殊な口座間で、同時かつ同価格で売買することで、実質的にビットコインを移転せずに取引額を増やした。この取引額の水増しで、一般投資家を魅惑させることが出来るとビットコイン取引所は考えた。何故ならば、ビットコイン取引が法律的に曖昧であり、かつ管理・監督能力が欠如していたため、一般投資家にとってはそれらが偽取引であると見つけるのは困難であったためである。
- 一方、「価格」については、2016年の急騰の重要な自由の一つとして信用取引が挙げられる。本来ビットコインを人民元に交換する際に発生する取引手数料が無料であったため、ビットコイン取引所の主たる収入源は信用取引時に発生する貸借料であり、その料率は最大で年率40%に達していた。ビットコイン取引所は一般的に顧客に対し最大5倍のレバレッジを提供しており、かつ高倍率の信用取引を推奨していた結果、ビットコインの価格はリスクを孕みつつ上昇した。

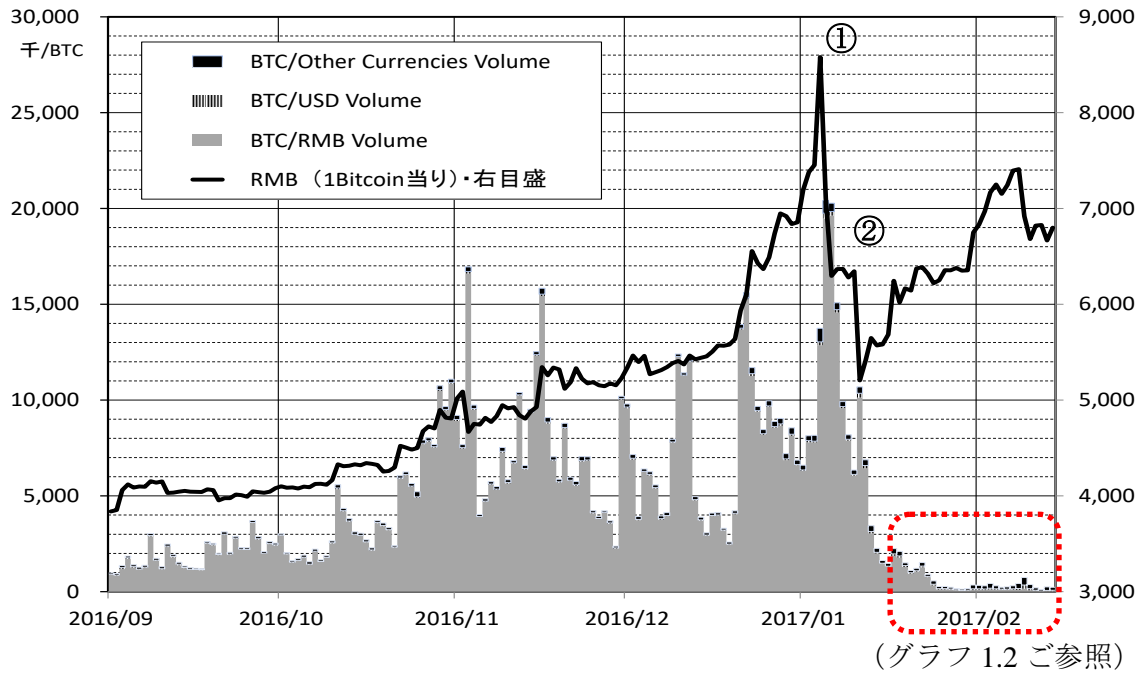
4. 規制の効果と将来の予測

2017年1月25日に3大ビットコイン取引所は取引手数料を0.2%徴収すると発表したのに加え、信用取引を停止した。また、2月9日に、一部の取引所が長くて1ヵ月間ビットコインを人民元に交換できない旨発表した。

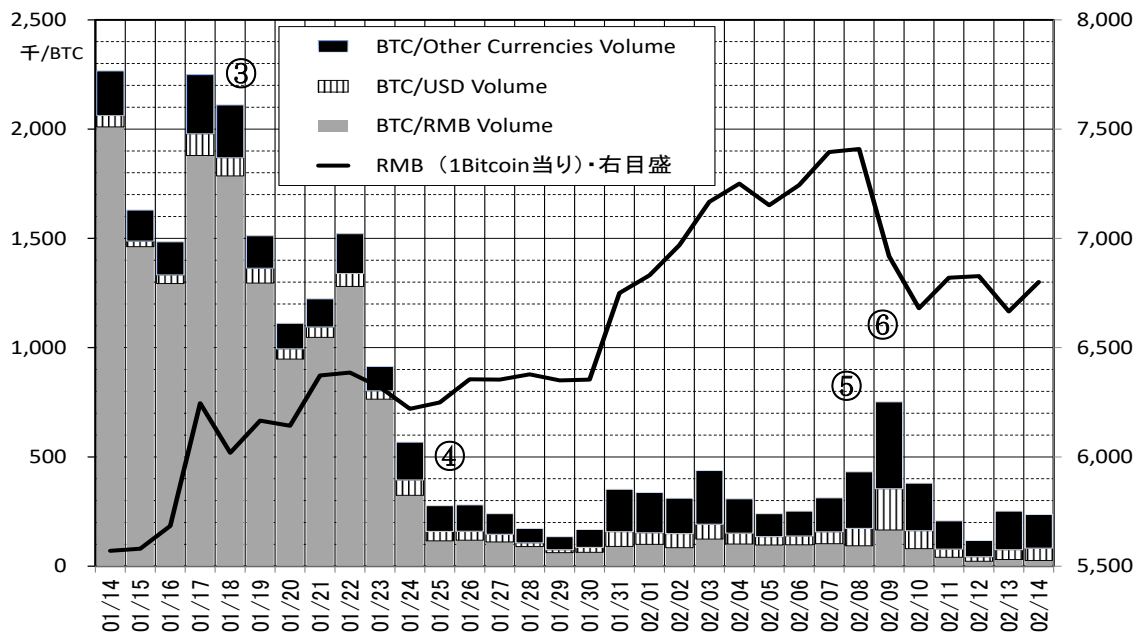
高い取引手数料は、高頻度かつ多額な取引及び「偽取引」の継続を困難にした。また、信用取引とデリバティブ・サービスの完全停止により、現在の中国のビットコイン市場は比較的シンプルな非レバレッジ市場となった。これら最近の一連の取引禁止は、同国ビットコイン市場にさらに打撃を与えた。

これらの措置は、直接的に取引量の大幅な減少につながり、規制当局の動きの直後に価格が大幅に低下したが、中国以外の国際市場の影響で再び値上がりしている。しかし、ビットコイン価格がピークに達した1月初めと比べると、その取引量は非常に少なくなり、市場の過熱ムードが穏やかになっていることが明らかであり、中国でのビットコイン取引ブームが終わったことを暗示している。

グラフ 1.1：通貨別のビットコイン取引額の推移



グラフ 1.2：推移（2017年1月14日以降）



(<https://www.coinhills.com> 及びその他資料より IIMA 作成)
 (番号は 1～2 ページ目の各出来事とリンク)

中国人民銀行は、ビットコイン取引所の調査が引き続き行われると発表したため、今後さらに多くの情報が開示される可能性がある。

現状、関連する唯一の方針は 2013 年に発行された通達であり、もはや最新の状況に適応できていない可能性があるため、中国人民銀行はビットコイン市場全体に対して新しい政策をたてる可能性がある。

これは、中国での一部超過した投機取引が減少するにつれグローバルな需給に基づく取引価格が形成され、そして将来真にビットコインが普及することを示唆しているのかもしれない。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2017 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>